

輸入種苗検疫要綱（昭和53年 9 月 30 日 付け 53 農蚕第 6963 号 農蚕園芸局長通達）の一部改正
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
（目的及び定義） 第 1 （略） 2 ～ 7 （略） 8 <u>規則別表 1 の 2 に掲げる輸出国において栽培地検査が必要な輸入種苗及び規則別表 2 の 2 に掲げる輸出国において所定の検疫措置が講じられている場合に輸入禁止の対象から除外する輸入種苗の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入植物検疫実施要綱」（平成10年 3 月 30 日 付け 10 農産第 2122 号 農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。</u> （選別効果の確認） 第 18 植物防疫官は、<u>第 17 第 2 項</u>の規定により選別実施報告書又は選別実施記録表の提出があったときには、その効果について確認を行うものとする。 2 （略） 別表 2 （第 8 関係） 2 次検査の方法						（目的及び定義） 第 1 （略） 2 ～ 7 （略） 8 <u>輸出国での栽培地検査を要する輸入種苗の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入植物検疫実施要綱」（平成10年 3 月 30 日 付け 10 農産第 2122 号）に基づき実施するものとする。</u> （選別効果の確認） 第 18 植物防疫官は、<u>第 17 条 第 2 項</u>の規定により選別実施報告書又は選別実施記録表の提出があったときには、その効果について確認を行うものとする。 2 （略） 別表 2 （第 8 関係） 2 次検査の方法					
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) 左に掲げる全ての種子	(略)	(略)	(略)	(略)	草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1) 左に掲げる全ての種子	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
	(2) あずき、いんげんま	(略)	(略)	<u>インゲン炭そ病菌、インゲ</u>	(略)		(2) あずき、いんげんま	(略)	(略)	<u>インゲン炭そ病、インゲン</u>	(略)

め、トマト、 にんじん、 メロン			<u>ン根腐病菌、</u> <u>エンドウ褐紋</u> <u>病菌、トマト</u> <u>萎ちょう病菌、</u> <u>トマト根腐萎</u> <u>ちょう病菌、</u> <u>ニンジン黒斑</u> <u>病菌、メロン</u> <u>類つる割れ病</u> <u>菌</u>	
(3)てんさい		(略)	(略)	
(4)ふだんそ う属	(略)	(略)	(略)	(略)
(5)とうもろ こし	(略)		(略)	(略)
(6)だいず、 とうもろこ し、えぞむ ぎ属、おお むぎ属、か もじぐさ属、 こむぎ属、 らいむぎ属			<u>コムギ網なま</u> <u>ぐさ黒穂病菌、</u> <u>コムギ丸なま</u> <u>ぐさ黒穂病菌、</u> <u>ダイズべと病</u> <u>菌、トウモロ</u> <u>コシ黒穂病菌</u>	(略)
(7)あふりか ひげしば、 いね、えび すぐさ、ギ ネアキビ、 きゅうり、 くさよし、 ささげ、す いか、だい ず、チモシ	(略)		<u>イネすじ葉枯</u> <u>病菌、コムギ</u> <u>・カラスムギ</u> <u>赤かび病菌、</u> <u>コムギふ枯病</u> <u>菌、スイカ炭</u> <u>そ病菌、テン</u> <u>サイ褐斑病菌、</u> <u>Botryosphaeria</u> <u>festucae、</u>	(略)

め、トマト、 にんじん、メ ロン			<u>根腐病、エン</u> <u>ドウ褐紋病、</u> <u>トマト萎ちょ</u> <u>う病、トマト</u> <u>根腐萎ちょう</u> <u>病、ニンジン</u> <u>黒斑病、メロ</u> <u>ン類つる割れ</u> <u>病</u>	
(3)てんさい		(略)	(略)	
(4)ふだんそう 属	(略)	(略)	(略)	(略)
(5)とうもろこ し	(略)		(略)	(略)
(6)だいず、と うもろこし、 えぞむぎ属、 おおむぎ属、 かもじぐさ属、 こむぎ属、ら いむぎ属			<u>コムギ網なま</u> <u>ぐさ黒穂病、</u> <u>コムギ丸なま</u> <u>ぐさ黒穂病、</u> <u>ダイズべと病、</u> <u>トウモロコシ</u> <u>黒穂病</u>	(略)
(7)あふりかひ げしば、いね、 えびすぐさ、 オーチャード グラス、ギネ アキビ、バヒ アグラス、き ゅうり、くさ よし、ささげ、 すいか、チモ	(略)		<u>Cochliobolus</u> <u>victoriae、</u> <u>Botryosphaeria</u> <u>festucae、</u> <u>Cercospora</u> <u>demettrioniana、</u> <u>Drechslera</u> <u>biseptata、</u> <u>Elsinoë</u> <u>phaseoli、</u>	(略)

一、てんさい、パセリ、
パパイヤ、
バヒアグラス、
ふじまめ、ペレニ
アルライグ
ラス、ゆう
がお、らい
むぎ、らっ
かせい、よ
し、
Cymbopogon
flexuosus、
Digitaria
ciliaris、
Paspalum
scrobiculatum、
Phleum
phleoides、
Sesleria
varia、
 いんげんま
 め属、うし
 のけぐさ属、
 えのころぐ
 さ属、おお
 むぎ属、お
 ひしば属、
 かぼちゃ属、
 かもがや属、
 かもじぐさ
 属、からす
 むぎ属、こ
 むぎ属、す
 げ属、たぬ
 きまめ属、
 とうもろこ
 し属、なぎ

Cercospora
demetritioniana、
Cochliobolus
victoriae、
Drechslera
biseptata、
Elsinoë
phaseoli、
Stenocarpella
macrospora、
Stenocarpella
maydis

シー、てんさい、
 ゆうがお、
 ふじまめ、ら
 いむぎ、らっ
 かせい、よし、
Cymbopogon
flexuosus、
Digitaria ciliaris、
Paspalum
scrobiculatum、
Phleum
phleoides、
Sesleria
varia、
 いんげんまめ
 属、うしのけ
 ぐさ属、えの
 ころぐさ属、
 おおむぎ属、
 おひしば属、
 かぼちゃ属、
 かもじぐさ属、
 からすむぎ属、
 こむぎ属、す
 げ属、たぬき
 まめ属、とう
 もろこし属、
もろこし属、
 ぬかぼ属、ぬ
 まがや属

Stenocarpella
macrospora、
Stenocarpella
maydis、イネ
 すじ葉枯病、
コムギ・カラ
スムギ赤かび
病、コムギふ
枯病、スイカ
炭そ病、テン
サイ褐斑病

なたがや属、
ぬかすすき
属、ぬかぼ
属、ぬまが
や属、もろ
こし属、
Microlaena
spp.、
Tetrarrhena spp.

(8) えんばく、
おおむぎ、
らいこむぎ、
らいむぎ、
いとすぎ属、
こむぎ属、
なでしこ属

(9) いね、い
んげんまめ、
えんどう、
とうがらし、
とうもろこ
し、ピーマ
ン

(10) きゅう
り、メロン、
かぼちゃ属

(11) おおか
につり、お
おすずめの
てっぼう、
オーチャ
ードグラス、
くしがや、
しらげがや、

(略)

(略)

(略)

(略)

イネごま葉枯
病菌、イネば
か苗病菌、エ
ンドウ褐紋病
菌、トウガラ
シ炭そ病菌、
トウモロコシ
ごま葉枯病菌

(略)

カボチャ立枯
病菌

(略)

(略)

(略)

(8) えんばく、
おおむぎ、ら
いこむぎ、ら
いむぎ、いと
すぎ属、こむ
ぎ属、なでし
こ属

(9) いね、いん
げんまめ、え
んどう、とう
がらし、とう
もろこし、ピ
ーマン

(10) きゅうり、
メロン、かぼ
ちゃ属

(略)

(11) おおかに
つり、おおす
ずめのてっば
う、オーチャ
ードグラス、
なぎなたがや、
くしがや、し
らげがや、チ

(略)

(略)

(略)

イネごま葉枯
病、イネばか
苗病、エンド
ウ褐紋病、ト
ウガラシ炭そ
病、トウモロ
コシごま葉枯
病

(略)

カボチャ立枯
病

(略)

(略)

(略)

チモシー、
なぎなたが
や、ぬかす
すき、ひげ
がや、らい
むぎ、
Agropyron
cristatum、
Alopecurus
geniculatus、
Calamagrostis
boladeri、
Danthonia
californica、
Deschampsia
cespitosa、
Glyceria
borealis、
Psathyrostachys
junceae、
Pseudoroegneria
a spicata、
Thinopyrum
intermedium、
いちごつな
ぎ属、うし
のけぐさ属、
えぞむぎ属、
おおむぎ属、
すずめのち
やひき属、
どくむぎ属、
ぬかぼ属

(12)らいまめ

(略)

(13)らいこむ
ぎ、こむぎ属

(略)

モシー、ぬか
すすき、ひげ
がや、らいむ
ぎ、
Agropyron
cristatum、
Alopecurus
geniculatus、
Calamagrostis
boladeri、
Danthonia
californica、
Deschampsia
cespitosa、
Glyceria borealis、
Psathyrostachys
junceae、
Pseudoroegneria
spicata、
Thinopyrum
intermedium、
いちごつな
ぎ属、うしの
けぐさ属、え
ぞむぎ属、お
おむぎ属、す
ずめのちゃひ
き属、どくむ
ぎ属、ぬかぼ
属

(12)らいまめ

(略)

(13)らいこむ
ぎ、こむぎ属

(略)

(14)すいしゃ せとがや、とう じんびえ、 <i>Andropogon sorghii</i> 、とう もろこし属、 もろこし属			モロコシしら が病菌	(略)
(15) きゅう り、すいか、 せいようかぼ ちゃ、とうが ん、にほんか ぼちゃ、ペポ かぼちゃ、メ ロン、ゆうが お	(略)	(略)	スイカ果実汚 斑細菌病菌	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表 3 (第12関係)

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の 種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着 するハナアブ 及びアザミウ マ	(略)	(略)	(略)
にんじん種子 に付着する <i>Candidatus</i>	(略)	(略)	(1) (略) (2) (略) (3) 消毒をする場

(14)すいしゃせ とがや、とうじ んびえ、 <i>Andropogon sorghii</i> 、とうも ろこし属、もろ こし属			モロコシしら が病	(略)
(15) きゅうり、 すいか、せいよ うかぼちゃ、と うがん、にほん かぼちゃ、ペポ かぼちゃ、メロ ン、ゆうがお	(略)	(略)	スイカ果実汚 斑細菌病	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表 3 (第12関係)

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動物の 種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着 するハナアブ 及びアザミウ マ	(略)	(略)	(略)
にんじん種子 に付着する <i>Candidatus</i>	(略)	(略)	(1) (略) (2) (略) (3) 消毒をする場

Liberibacter solanacearum			所に陸路輸送を行う場合は、 <u>麦角菌核混入穀類等取締り要領</u> （昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達。以下「 <u>取締り要領</u> 」という。）に準じて取り扱う。
---------------------------	--	--	---

（注）（略）

6 乾熱処理による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	温 度	時 間	摘 要
にんじん種子に付着する <i>Candidatus</i> <i>Liberibacter solanacearum</i>	（略）	（略）	(1)（略） (2) 消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、 <u>取締り要領</u> に準じて取り扱う。

（注）（略）

8 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名又は薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘 要
種子の外部に付着する <u>検疫有害植物</u>	（略）	（略）	農薬取締法（昭和23年法律第82号）により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸

Liberibacter solanacearum			所に陸路輸送を行う場合は、 <u>麦角菌核類等の取扱い</u> に準じて取り扱う。
---------------------------	--	--	---

（注）（略）

6 乾熱処理による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	温 度	時 間	摘 要
にんじん種子に付着する <i>Candidatus</i> <i>Liberibacter solanacearum</i>	（略）	（略）	(1)（略） (2) 消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、 <u>麦角菌核類等の取扱い</u> に準じて取り扱う。

（注）（略）

8 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名又は薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘 要
種子の外部に付着する <u>検疫有害動植物</u>	（略）	（略）	農薬取締法（昭和23年法律第82号）により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸

			送を行う場合は、 <u>取締り要領</u> に準じて取り扱う。				送を行う場合は、 <u>麦角菌核混入穀類等の取扱い</u> に準じて取り扱う。
(注) 輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で行いたい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒を実施する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。				(注) 輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で行いたい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒を実施する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。			